

「電気通信サービスに係る料金政策の在り方に関する研究会」開催要綱(案)

1 背景・目的

電気通信サービスの料金その他の提供条件は、幾多の制度改正を経て、現在は、原則非規制となっている。だし、極めて公共性の高い分野に係るサービスや、ボトルネック設備を用いて事業展開され他の電気通信事業者により代替的な役務が十分に提供されないようなサービスについては、市場メカニズムを補完する等の政策的配慮から、契約約款の作成を求める等、行政による一定の関与が確保されている。さらに、後者のサービスのうち、特に利用者の利益に及ぼす影響が大きいものについては、NTT東西に対する経営効率化インセンティブを賦与しつつ、実質的な料金の低廉化を目的としてプライスカップ(上限価格方式)が導入されている。

一方、ブロードバンド化・IP化の進展により、プライスカップをはじめとする利用者料金政策の導入当初と比し、市場環境が多様化・複雑化する現状にかんがみれば、広く利用者料金政策に係る課題等を整理する必要が出てきている。本研究会では、今後の利用者料金政策全般の在り方等について検討し、もって、更なる公正な競争条件の確保、利用者利益の保護に資することを目的とする。

2 名称

本研究会は、「電気通信サービスに係る料金政策の在り方に関する研究会」(以下「研究会」という。)と称する。

3 検討事項

- (1) 利用者料金政策の在り方について
- (2) プライスカップ(上限価格方式)の在り方について
等

4 構成

- (1) 研究会は、総務省総合通信基盤局長の研究会とする。
- (2) 研究会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 座長は研究会構成員の互選により定め、座長代理は、研究会構成員の中から座長が指名する。

5 運営

- (1) 研究会は、座長が招集し、主宰する。
- (2) 座長代理は、座長を補佐し、座長が不在のときは、その職務を代行する。
- (3) 研究会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者から意見を徴することができる。
- (4) その他、研究会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

6 開催時期

研究会は、平成20年6月から平成20年10月までを目途として開催する。

7 庶務

研究会の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課が行う。

「電気通信サービスに係る料金政策の在り方に関する研究会」構成員

(敬称略、五十音順)

おおはし ひろし
大橋 弘 (東京大学大学院経済学研究科准教授)

せきぐち ひろまさ
関口 博正 (神奈川大学経営学部准教授)

たかの ひろみ
高野 ひろみ (東京都地域婦人団体連盟専門委員)

つじ まさつぐ
辻 正次 (兵庫県立大学大学院応用情報科学研究科教授)

とりい あきお
鳥居 昭夫 (横浜国立大学経営学部教授)

まつむら としひろ
松村 敏弘 (東京大学社会科学研究所教授)

やまうち ひろたか
山内 弘隆 (一橋大学大学院商学研究科研究科長兼商学部学部長)